

適正取引の推進に向けた自主行動計画

全国段ボール工業組合連合会

2020年7月21日策定

2021年9月10日改定

段ボール産業は、物流はもとより、あらゆる産業の需要家の個別ニーズに応じ、多種多様な製品を製造しており、我が国の産業活動において不可欠な素材を供給している。全国段ボール工業組合連合会（以下、全段連という）の会員の組合員企業（以下、組合員企業という）は、それぞれ多数の企業と取引関係を有しており、段ボール産業の維持・発展のためには、中小企業を含む取引先と持続可能で適切な取引関係を確立し、双方が協力してサプライチェーン全体の取引条件を改善していくことが不可欠である。このため、全段連は全要素生産性の向上や物流改善の取組みを行い、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善にこれまで努めてきた。また、組合員企業は、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法という）及び下請中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準（以下、振興基準という）等を踏まえて、これまで適正な取引に取り組んできた。

経済産業省が政策パッケージとして公表している「未来志向型の取引慣行に向けて」では、型取引の適正化、支払い条件の改善、価格決定方法の適正化、知的財産・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止の 5 項目が重点課題として挙げられている。政策実現に向け、下請振興法の振興基準では、サプライチェーン全体における競争力向上のために下請取引の在り方についての具体的な取組み事項が示されており、併せて、業界団体は国が定める業種別下請ガイドライン等に基づく活動内容を定めた自主行動計画の策定に努めることが明記されている。業種別下請ガイドラインの改定も進められ、段ボール産業に関しても、「紙・紙加工産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下、ガイドラインという）が令和 3 年 8 月に改定されている。

全段連は、振興基準及びガイドライン改定を踏まえ、以下の通り自主行動計画を見直し、組合員企業による適正取引の推進に取り組む。自主行動計画の遵守状況については、定期的なフォローアップにより、確実な実行を担保する。

I. 適正取引の推進

組合員企業は、取引先とも十分な協議を実施しながら、以下の課題に取り組み、適正取引を推進する。取引先との間では、取引上の問題について、互いに申出がしやすい環境を整備するよう努める。

(1) 発注時の書面交付

組合員企業は、下請法の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の具体的記載事項を記載した書面を発注時に交付し保存する。下請法適用対象以外の取引であっても、取引条件の明確化のため、書面等の交付、保存に努める。

(2) 合理的な価格決定の推進

組合員企業は、価格決定方法の適正化が「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題であることを踏まえ、以下の点に取り組む。

- ① 価格決定に際しては、品質、数量、原材料及びエネルギーコスト、労務費、物流費、納期の長短等について取引先と十分な協議を実施した上で価格を決定する。
- ② 原材料及びエネルギーコスト、労務費、物流費等の外的要因による変動により、取引価格の見直しの要請があった場合は、十分な協議を実施した上で価格を決定する。
- ③ 組合員企業と取引先が協力して現場の生産性改善等に取り組む場合、コスト削減に係る双方の寄与度に応じて価格を決定することとし、コスト削減に向けた発注者による協力が無いにもかかわらず、受注者側の努力によるコスト削減効果を一方的に価格に反映することのないよう、十分な協議をした上で価格を決定する。
- ④ 見積時に比べ発注条件（ロット数やリードタイム等）が変更になった場合には、十分な協議をした上で実際の発注条件に即した単価を決定する。

- ⑤ 一括納入を多頻度小口配送に変更するなど配送条件が変更された場合は、十分な協議をした上でコスト増等に応じた単価を決定する。

(3) コスト負担の適正化

組合員企業は、コスト負担の適正化が「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題であることを認識し、以下の点に取り組む。

- ① 契約成立後の発注キャンセルや急な納期変更について、組合員企業は、取引先が既に仕掛したコストを勘案し、コスト負担について十分な協議を実施して費用を負担する。
- ② 電子受発注システムや専用帳票等の使用を求める場合は、自己が負担すべき費用を取引先に負担させないなど、コスト負担の適正化に配慮し、使用に関し取引先の自主的な判断による合意を得る。
- ③ 抜型の製造及び保管に係るコストの負担については、取引先と十分協議して決定する。使用されなくなった抜型の保管をさせる場合は、保管に要する費用を負担するとともに、できるだけ早い時期に廃棄するよう努める。

(4) 「働き方改革」への対応

組合員企業は、自らの取引が起因となり取引先の「働き方改革」推進を阻害するような要請を行わないよう、十分に配慮する。やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合は、協議の上、適正なコストを負担する。

(5) 支払条件の改善

組合員企業は、取引先の資金繰りに関心を持つよう努め、代金支払は発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに行う。下請代金の支払はできる限り現金によるが、政府が5年後の約束手形の利用廃止に向けた取組みを促進していくことを踏まえて、概ね3年以内に手形等により支払う場合の支払いサイトは60日以内とするよう努めるほか、その現金化に係る割引料等のコスト負担について、取引先の負担とすることがないよう割引料等を勘案して下請代金の額を十分協議して決定する。また、不当な減額や支払い遅延などの行為は行わない。

(6) サプライチェーンの維持に向けた取組み

組合員企業は、サプライチェーン全体の機能維持のため、以下の点に取り組む。

- ① 取引先の廃業等によりサプライチェーンの維持が困難になる恐れがあることを踏まえ、事業継承の意向や状況の把握に努め、取引先と対話した上で、事業継承が円滑に遂行されるよう、経営改善支援、後継者育成、引継先のマッチング支援等に努める。
- ② 天災や感染症等の緊急事態によりサプライチェーンが寸断されることのないよう、取引先と連携して、事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の実施に努める。また、天災や感染症等が発生した場合は、取引先に一方的な負担を押し付けることがないよう留意するとともに、被災事業者との取引関係継続や優先発注に配慮する。
- ③ サプライチェーン維持のため物流の重要性を認識し、発荷主、着荷主の立場から適正取引に向けた取組みを推進する。

(7) 知的財産の保護

組合員企業は自己の所有する知的財産の管理保護に努めるとともに、取引先の知的財産の保護に努める。知的財産がかかわる取引については、双務的な秘密保持契約を締結し、知的財産の提供を受ける場合はその使用や譲渡に相当な対価を支払うよう努めるものとする。

II. 普及啓発活動の推進

全段連は、サプライチェーン全体への適正取引推進のため、自主行動計画の取組みを幅広く周知させ普及に努める。

Ⅲ. 自主行動計画のフォローアップ

全段連は、組合員企業による自主行動計画の実施状況について、定期的にフォローアップすることにより把握する。また、実施状況の評価を通じ、必要に応じて自主行動計画の見直しを行い、取引慣行の改善を進め、業界の持続的成長の推進に努める。

以 上